

株券上場廃止基準の取扱い

1 第2条（上場廃止基準）第1項関係

（1）株式の分布状況

- a 第1号aに規定する「1か年以内に1,000単位以上とならないとき」又は同号cに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において1,000単位以上とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）
- b 第1号（同号ただし書を除く。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則の取扱い」という。）14(1)の規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。
- c 第1号aに規定する「浮動株式数」を算定するに当たっては上場株式数の10%以上の株式を所有する株主が所有する株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）のうちに特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が基準日等の後3か月以内に、当該特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該

特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

- d 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)(浮動株式数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(c)(上場株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。
- f 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内(hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)iに規定する基準日等を設けた場合には、当該基準日等の後3か月以内又は会社法若しくは優先出資法の規定により基準日等を設けたとき(振替法第151条第1項又は第8号の規定(同法第235条において準用する場合を含む。)に基づき振替機関が総株主通知を行った場合を含む。)は、当該基準日等(振替機関が当該総株主通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。)の後2か月以内)に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第1号cに規定する株主数の算定について準用する。
- g 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)h(浮動株式数の猶予期間内における取扱い)の規定は、第1号aに規定する浮動株式数が1,000単位未満である銘柄の浮動株式数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「1万単位」とあるのは「1,000単位」と読み替える。

- h 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) i (株主数の猶予期間内における取扱い) の規定は , 第 1 号 c に規定する株主数が 150 人未満である銘柄の株主数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において , 「 2,000 人」とあるのは「 150 人」と読み替える。
- i 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) j (株主数の猶予期間経過後における取扱い) の規定は , 第 1 号 c に規定する株主数が 150 人未満である銘柄の株主数の猶予期間経過後の取扱いについて準用する。この場合において , 「 2,000 人」とあるのは「 150 人」と読み替える。
- j 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) k (株主数の猶予期間経過後における取扱い) の規定は , 第 1 号 c に規定する株主数が 150 人未満である銘柄の株主数の猶予期間経過後の取扱いについて準用する。この場合において , 「 2,000 人」とあるのは「 150 人」と読み替える。
- k 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い 2 (2) g (浮動株式数及び株主数の算定の取扱い) の規定は , 第 1 号ただし書の場合に準用する。この場合において , 「 本所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで」とあるのは「 猶予期間経過後 3 か月以内」と , 「 最近の基準日等」とあるのは「 猶予期間の最終日」と , 「 当該基準日等」とあるのは「 猶予期間の最終日」と , 「 「 上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表 」 とあるのは「 本所所定の「 株式の分布状況表 」 」と読み替えるものとする。
- l 第 1 号 b に係る同号ただし書の規定は , 審査対象事業年度の末日後 , 同 b に定める日までに公募若しくは売出し (以下この l において「 公募等」という。) 又は数量制限付分売を行った上場会社であって , 当該期間内に当該公募等の内容又は数量制限付分売

の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし，この場合において，当該上場会社が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された浮動株式数に当該公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはならないと認められる株式数を除く。）が加算した数が，審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募等又は数量制限付分売に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは，第1号bに該当しないものとして取り扱う。

m 第1号bに規定する「本所が定める日」とは，上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいすれか早い日をいうものとする。

(2) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)(浮動株時価総額の取扱い)の規定は，第2号に規定する浮動株時価総額の取扱いについて準用する。この場合において，「10億円」とあるのは「2億5千万円」と読み替える。

(3) 売買高

a 第3号bに規定する「本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている株券，優先出資証券及び外国株預託証券等」の売買高については，最近1年間の月平均売買高の2か所又は3か所の合計が5単位未満である場合とする。

b 第3号の規定は，上場後1年未満の銘柄については適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり，上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には，当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

c 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bからdまで（審査の時期，平均売買高及び単元株式数の変更を行った場合の売買高の取扱い）の規定は，第

3号の場合に準用する。

- d 第3号ただし書に規定する「公募，売出し又は立会外分売」については，次の取扱いによる。
- (a) 株券上場審査基準の取扱い2(1)b(a)及び(c)(上場申請に係る公募等の取扱い)の規定は，公募又は売出しの取扱いに準用する。
 - (b) 公募又は売出しは，上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に，当該上場会社の少数特定者以外の不特定多数の者に5単位以下の範囲において1単位ごとに，均一の価格で行うものとする。この場合には，申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。
 - (c) 立会外分売(業務規程第40条に規定する立会外分売をいう。以下同じ。)は，上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に5単位以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものとする。
 - (d) 公募，売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は，200単位以上で，その都度本所が定める株式数とする。

- e 上場銘柄が第3号に該当する場合において，当該上場会社から前dの公募，売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは，第3号に該当するものとして取り扱う。

(4) 上場時価総額

- a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)(上場時価総額の取扱い)の規定は，第4号の場合に準用する。この場合において，「20億円」とあるのは「5億円」と読み替える。
- b 上場日の属する月の上場時価総額については，第4号の基準に係る審査対象としないものとする。

(5) 債務超過

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいうものとする。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）又は外国会社である場合は、当該連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(6)d（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。
- c 第5号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第5号に規定する「債務超過の状態」となつ

た決算期の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この(5)において「猶予期間」という。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

d 第5号ただし書に規定する「本所が適當と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に

関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- (b) 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、適時開示等規則第2条第1項第1号a~eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。
- f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2か年目の日（事業年度の末日の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

(6) 銀行取引の停止

第6号に規定する「停止されることが確実となった場合」とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合をいうものとする。

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

- a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手

続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

- b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。
- (a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- (b) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会決議（上場優先出資証券の発行者にあっては、取締役会に相当する機関における決議又は決定を含む。以下この(b)において同じ。）を行った場合

当該上場会社から当該事業譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業譲渡が事業の大部分の譲渡であると本所が認めた日）

- (c) 上場会社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当該上場会社から当該合意を行ったことについての書面によ

る報告を受けた日

c 第7号後段に規定する「本所が適當と認める再建計画」とは次の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイ又は口に定める場合に従い、当該イ又は口に定める事項に該当すること。

イ 上場会社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

口 上場会社が前b(c)に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前b(c)に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

(b) 当該再建計画に次のイ及び口に定める事項が記載されていること

イ 当該上場銘柄の全部を消却するものでないこと。

口 前(a)のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同(a)の口に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適當でないと認められるものでないこと。

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の日々の最終価格(最終値段(呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。)をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。以下同じ。)に、そ

の日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は上場外国株預託証券等の数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の最終価格に、当該最終日における上場株式数又は上場外国株預託証券等の数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときはいうものとする。

e 上場会社は、本所が第7号後段に規定する上場時価総額が5億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる1か月間における日々の上場株式数又は上場外国株預託証券等の数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日に本所に提出しなければならない。

（8）事業活動の停止

- a 第8号に規定する「事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。
- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に、同号に該当するものとして取り扱う。
 - (a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部

として次のいずれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前の日

イ 本所の上場株券（ＪＡＳＤＡＱに上場している株券を含む。

以下この号において同じ。）又は上場外国株預託証券等

ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又はＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程（以下「ＪＱ有価証券上場規程」という。）第15条第1号の規定の適用を受け、同号に規定する会社が発行者である株券又は外国株預託証券等が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券又は外国株預託証券等

(b) 上場会社が前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) 上場会社が(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合（前(7) b の(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(9) 実質的存続性の喪失（不適当な合併等）

a 第9号aに規定する「本所が定める行為」とは、次の(a)から(i)までに掲げる行為をいうものとする。

- (a) 非上場会社（ＪＡＳＤＡＱの上場会社を除く。以下この(9)において同じ。）を完全子会社とする株式交換
- (b) 分割による非上場会社からの事業の承継
- (c) 非上場会社からの事業の譲受け

- (d) 非上場会社の子会社化
 - (e) 分割による他の者への事業の承継
 - (f) 他の者への事業の譲渡
 - (g) 非上場会社との業務上の提携
 - (h) 第三者割当による株式の割当又は優先出資者割当以外の方法による優先出資の割当
 - (i) その他非上場会社の吸収合併又は(a)から前(h)までと同等の効果をもたらすと認められる行為
- b 次の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でないと本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。
- (a) 当該上場会社がその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）からさかのぼって3年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併、株式交換若しくは前aの(b)から(h)までに掲げる行為若しくは非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又はを行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。
 - (b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(h)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(b)及び(d)において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(b)から(d)までにおいて「連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

二 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社がI F R S任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提

出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。)未満であること。

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(h)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常

利益金額とし，上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社である場合は，親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。) 未満であること。

(d) 非上場会社の子会社化その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において，次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併，株式交換若しくは前aの(b)から(h)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 非上場会社連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし，当該非上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社である場合は，親会社の所

有者に帰属する当期利益金額とする。)が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。)未満であること。

(e) 分割による他の者への事業の承継(次の(f)に規定する場合を除く。),他の者への事業の譲渡,非上場会社との業務上の提携,第三者割当による株式の割当又は優先出資者割当以外の方法による優先出資の割当その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合又は第9号cに規定する上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合若しくは非上場会社により上場会社が子会社化された場合において,行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併,株式交換若しくは前a(b)から(h)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(f) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為(吸收分割に限る。)を行う場合において,次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間で合併,株式交換若しくは前a(b)から(h)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

- 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(f)において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。
- ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。
- ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。
- c 前bに掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、原則として、第9号aからcまでに掲げる場合に該当した日の属する事業年度の末日から起算して1か年以内の当該上場会社((c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。)に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。
- (a) 経営成績及び財政状態
 - (b) 役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）
 - (c) 株主構成

- (d) 商号
 - (e) 大幅な事業の変更
 - (f) その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項
- d 第9号aに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。
- e 第9号bに規定する「審査対象である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。）、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社（当該非上場会社が同項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社（当該非上場会社が同項第5号の規定の適用を受ける場合に限る。）をいう。
- f 第9号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号aからcまでのいずれかに掲げる場合に該当した日又は該当すると本所が認めた日のいずれか遅い日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）をいうものとする。
- g 第9号に規定する「株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しない」かどうかの審査は、株券上場審査基準第2条第1項及び第4条（第3項を除く。）に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。

(9)の2 第9号の2に規定する支配株主との取引の健全性の毀損の

取扱いは次の a から e までに掲げるところによる。

- a 第 9 号の 2 に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。
- b 第 9 号の 2 に規定する「3 年以内」とは、上場会社が同号に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して 3 年を経過する日までの期間をいうものとする。
- c 第 9 号の 2 に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して 1 年を経過するごとに（前 b に定める期間に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当を受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下この(9)の 2 において同じ。）との取引状況等について記載した書面の提出を速やかに行わなければならない。
- d 第 9 号の 2 に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- e 第 9 号の 2 に規定する「支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されると本所が認めるとき」に該当するかどうかの審査は、c に規定する書面及び前 d に規定する報告の内容に基づき、支配株主との取引の合理性、取引条件の妥当性その他の事情を総合的に勘案して行う。

(10)虚偽記載又は不適正意見等

- a 株券上場審査基準の取扱い 2 (8) a (虚偽記載) の規定は、第 11号 a の場合に準用する。
- b 第 11号 b に規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(11)上場契約違反等

第 12号 に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次の a から h までに掲げる場合を含むものとする。

- a 上場会社が、有価証券上場規程第 14条の 2 第 3 項 (同規則第 14 条の 3 第 7 項で準用する場合を含む。以下同じ。) に規定する改善報告書又は適時開示等規則第 3 条の 3 第 2 項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次の (a) から (c) までに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。
 - (a) 有価証券上場規程第 14条の 2 第 3 項に規定する改善報告書又は適時開示等規則第 3 条の 3 第 2 項に規定する書面を提出しない場合には、第 12号 に該当することとなること。
 - (b) 請求理由
 - (c) 提出期限
- b 前 a のほか、本所が、有価証券上場規程第 14条の 2 第 1 項又は第 14条の 3 第 6 項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合
- c 有価証券上場規程第 14条の 6 第 1 項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、当該

指定から 3 年を経過した場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるとき。

- d a 及び前 c のほか、本所が、有価証券上場規程第14条の 6 第 2 項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合
- e 有価証券上場規程第14条の 8 第 3 項の規定に基づき上場会社に対して警告措置を行うことが必要と認める場合で、次の (a) から (c) までのいずれかに該当するとき。
 - (a) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去 5 年以内に有価証券上場規程第14条の 8 第 1 項に基づく公表措置及び同条第 2 項に基づく警告措置を受けているとき。
 - (b) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去 5 年以内に有価証券上場規程第14条の 8 第 2 項に基づく警告措置及び同条第 3 項に基づく警告措置を受けているとき。
 - (c) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去 5 年以内に有価証券上場規程第14条の 8 第 3 項に基づく警告措置を 2 回受けているとき。
- f 適時開示等規則第 2 章の規定について重大な違反を行った場合
- g 企業行動規範に関する規則第 2 章の規定について重大な違反を行った場合
- h a から前 g までのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(12) 株式の譲渡制限

- a 株券上場審査基準の取扱い 2 (11) (株式の譲渡制限の取扱い)

の規定は、第14号の場合に準用する。

- b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第14号に該当するものとして取り扱う。

(13)完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

- a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日
- (a) 本所の上場株券（JASDAQに上場している株券を含む。）又は上場外国株預託証券等
- (b) 株券上場審査基準第4条第3項第3号又はJQ有価証券上場規程第15条第1項の規定の適用を受け、同号に規定する会社当該非上場会社が発行者である株券又は外国株預託証券等が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券又は外国株預託証券等
- b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(14)株主の権利の不当な制限

第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」とは、上場会社が次のaからgまでに掲げる行為を行っていると本所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち，行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために，導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち，株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても，なお廃止（企業行動規範に関する規則第11条第2号に規定する廃止をいう。）又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式（適時開示等規則の取扱い5(6)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。）のうち，取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式（適時開示等規則の取扱い5(6)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。）を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において，当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは，当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。ただし，会社の事業目的，拒否権付種類株式の発行目的，権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして，株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと本所が認める場合は，この限りでない。
- d 上場株券又は上場外国株預託証券等について，株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の

選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、会社の事業目的、当該変更の目的、議決権の行使が制限される事項の内容及び議決権の行使条件その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがあると本所が認める場合は、この限りでない。

e 上場株券又は上場外国株預託証券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券又は上場外国株預託証券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（会社の事業目的、当該株式の発行目的、発行する株式の数及び当該株式に係る議決権の数及び割当対象者の属性及び当該上場会社との関係その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがあると本所が認めるものに限る。）

f 企業行動規範に関する規則の取扱い1に規定する議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがあると本所が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（議決権を失うこととなる株主の数、株式併合の目的及びキャッシュアウトされる株主の数その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがあると本所が認めるものに限る。）

(15)全部取得

第18号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

- a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日
- b 前 a 以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

(16) その他

- a 第19号に規定する「上場廃止を適當と認めた場合」には、次に掲げる事実を含むものとする。
 - (a) 次に掲げる者（以下この(16)において「上場会社関係者」という。）のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この(16)において「暴力団等反社会的勢力」という。）である事実
 - イ 上場会社
 - ロ 上場会社の親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）又はその他の関係会社（同条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。）をいう。）
 - ハ 上場会社の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。）
 - ニ 上場会社の特別利害関係者（開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。）
- (b) 暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している事実
- (c) 上場会社関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持若しくは運営に協力若しくは関与している事実又は上場会社関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている事実

2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第2号から第19号まで（第3号, 第13号, 第14号及び第16号を除く。）の適用に当たっては、本国等における会社制度等を勘案するものとする。

(2) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

第1号に規定する「店頭市場」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領3(3)に定める店頭市場をいうものとする。

(3) 浮動株式数

第2号に規定する浮動株式数の取扱いは、1(1)の規定を準用する。この場合において、「1,000単位」とあるのは「1,000株単位銘柄については500万株、500株単位銘柄については250万株、100株単位銘柄については50万株、50株単位銘柄については25万株、10株単位銘柄については5万株、1株単位銘柄については5,000株」と読み替えるものとする。

(4) 流通の状況

a 第3号aに規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については、次の(a), (b)又は(c)に掲げる事項を勘案して行う。

(a) 上場銘柄の外国の金融商品取引所等における売買単位以上の株式又は外国株預託証券等を所有する者の数及び当該者により所有される株式数又は外国株預託証券等の数

(b) 上場銘柄の外国の金融商品取引所等における売買成立の状況

(c) 上場銘柄の外国における公募又は売出しの内容

b 第3号bに規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については、本邦内株主数、売買高等を総合的に勘案して行う。

(5) 株式の譲渡制限

株券上場審査基準の取扱い3(6)の規定及びこの取扱い1(12)bの規定は、第5号の場合に準用する。

3 第3条の3(不適当な合併等の審査に係る申請)関係

上場会社が第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。

4 第4条(上場廃止日の取扱い)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間(休業日を除外する。)を経過した日

(2) 第2条第1項第7号に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同項第8号のうち1(8)b(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

(3) 第2条第1項第8号のうち、1(8)b(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(4) 第2条第1項第12号のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当

該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前（休業日を除外する。）の日）

(5) 第2条第1項第15号のうち、1(13)a又はbの規定に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(6) 第2条第1項第18号の規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(7) 第2条第1項第19号（同条第2項又は第3項による場合を含む。）のうち、上場会社が株券又は外国株預託証券等の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

(8) 第2条第1項第19号に該当することとなった銘柄（前(7)に該当する場合を除く。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

(9) (1)から前(8)までに掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日（本所が当該上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該銘柄がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を決定した日の翌日から起算して2か月を経過した日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)gからiまでの規定は、この取扱い施行の日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 この取扱いの施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当（この取扱い施行の日以後に行うものに限る。）は、株式分割とみなして改正後の1(2)hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g及びiの規定を適用する。

付 則

この取扱いは、平成4年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年2月28日から施行する。
- 2 改正後の1(2)aの規定は、この改正規定施行の日後に改正前の同規定に定める猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この改正規定施行日において改正前の1(1)aに定める猶予期間に該当している銘柄の当該審査対象決算期の審査に遡及して適用する。

付 則

この取扱いは、平成10年3月1日から施行する。ただし、改正後の1(8)の規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の

特例等に関する法律(平成9年法律第121号)の施行の日から施行する。
(注)「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成9年法律第121号)の施行の日」は平成10年3月11日

付 則

この取扱いは、平成11年9月1日から施行し、改正後の1(10)の規定は、同日以後に生じた会社情報について適用する。

付 則

1 この取扱いは、平成12年3月15日から施行する。ただし、改正後の1(6)の規定は、民事再生法(平成11年法律第225号)の施行の日から施行する。

(注)「民事再生法(平成11年法律第225号)の施行の日」は平成12年4月1日

2 前項ただし書に定める施行の日前に和議を必要とするに至った又はこれに準ずる状態となった上場会社については、なお従前の例による。

付 則

1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。

2 改正後の1(1)並びに(2)f及びgの規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。

2 この取扱い施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の1(4)の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。

3 改正後の1(5)の規定は、平成16年1月1日以後開始する連結会計年

度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し，当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については，なお従前の例による。

4 改正後の4(2)の規定にかかわらず，施行日の前日までに現に改正前の4(2)の規定の適用を受ける銘柄については，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。なお，この改正規定は，施行期日を同じくする「新市場部銘柄の承継に関する有価証券上場規程並びにニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程，業務規程，信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の特例の制定等」の施行に次いで改正するものとする。

付 則

この取扱いは，平成15年5月8日から施行する。ただし，1(7)bの改正規定は，平成16年5月8日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成16年8月2日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成16年10月1日から施行する。

2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては，当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして，改正後の規定を適用する。

付 則

1 この取扱いは，平成17年2月1日から施行する。

2 平成4年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この取扱い施行の日以後開始する事業年度の翌事業年度を審査対象決算期とする少數特定者持株数の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併により解散する場合の取扱いについては、改正後の1(8)bの(a)及び4(1)aの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成20年6月20日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の1(14)fの規定は，この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

3 改正後の1(14)gの規定は，施行日以後に同gに規定する行為を決議又は決定した上場会社から適用する。

付 則

この取扱いは，平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成23年10月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。